

令和4年(2022年)4月1日



埼玉県報

号外第15号
令和4年(2022年)
4月1日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会議員補欠選挙（東第5区 蓮田市）の事由発生及び直接請求のための署名収集禁止期間（選挙管理委員会）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県選管告示第十六号

埼玉県議会議員の選挙区のうち、東第五区 蓮田市において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第一項の規定による埼玉県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

なお、蓮田市の区域では令和四年三月三十一日から同選挙の期日までの間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和四年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

告 示

埼玉県選管告示第十七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年四月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年四月四日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員補欠選挙（東第五区 蓮田市）について

イ その他